

郡山市上下水道局建設工事総合評価方式試行要綱

平成20年11月 4 日制定
令和 7 年 3 月31日最終改正
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の試行的な実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、制限付一般競争入札に付する設計金額が1千万円以上1億5千万円未満の案件のうち、郡山市上下水道局契約審査会規程（昭和51年郡山市水道局規程第6号）第1条の規定により設置された郡山市上下水道局契約審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て選定するものとする。

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式の型式は、当該工事の難易度、規模等に応じて次のいずれかの型式で実施するものとし、審査会の審議を経て、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が決定するものとする。

(1) 特別簡易型

標準的な設計による（技術的工夫の余地が小さい）一般的な工事において、同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもの

(2) 簡易型

標準的な設計による（技術的工夫の余地が小さい）一般的な工事において、効率的で合理的な施工を確認する簡易な計画や同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもの

(評価員の意見の聴取等)

第4条 管理者は、総合評価方式の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、施行令第167条の10の2第4項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ、郡山市上下水道局建設工事総合評価員設置要綱（平成20年11月4日制定）第1条に規定する郡山市上下水道局建設工事総合評価員（以下「評価員」という。）の意見を聴かなければならない。

2 管理者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、施行令第167条の10の2第5項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ評価員の意見を聴かなければならない。

3 管理者は、前項の規定により評価員から意見が出された場合は、その意見の取扱いを審査会に諮った後、落札者決定基準を定め、又は落札者を決定するものとする。

(調査基準価格)

第5条 契約権者は、第2条に規定する対象工事に係る契約を入札に付そうとするときは、契約の相手方となるべき者に当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格の公表は、郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領（平成15年6月23日制定。以下「公表要領」という。）によって行うものとする。

(失格基準価格)

第6条 契約権者は、第2条に規定する対象工事に係る契約を入札に付そうとする際に必要と認めるときは、契約の相手方となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がされない蓋然性が高いと認められる場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めることができる。

2 失格基準価格は次に掲げる費目ごとに算定した額を合計したものとする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 直接工事費 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

3 失格基準価格の公表は、公表要領によって行うものとする。

(入札の公告等)

第7条 管理者は、入札公告において、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 総合評価方式の対象工事であること。

(2) 総合評価方式に関する評価項目及び評価基準

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(4) 調査基準価格及び失格基準価格の設定があること。

(5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(6) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、当該入札者名を公表すること。

(7) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(8) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

(9) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、第11条の調査を行わず失格とすること。

(10)その他必要な事項

(入札参加資格申請等の提出)

第8条 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月31日制定）第6条に規定する入札参加申請書及び入札参加資格確認資料と併せて、次に掲げる書類のうち公告に定めたもの（以下「申請書等」という。）を期日までに提出するものとする。

- (1) 技術評価点申請書（第1号様式）
- (2) 同種工事の施工実績評価資料（第2号様式）
- (3) 企業工事成績評価資料（第3号様式）
- (4) 優良工事表彰受賞・ISO等取得評価資料（第4号様式）
- (5) 技術者の同種工事の施工実績評価資料（第5号様式）
- (6) 技術者の同業種工事の工事成績・保有資格評価資料（第6号様式）
- (7) 地域貢献状況評価資料（第7号様式）
- (8) 簡易な施工計画書（第8号様式）
- (9) その他必要と認める評価資料

2 申請書等の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、申請書等の返却は行わないものとする。

3 原則として申請書等の提出後における変更、差替え及び再提出は認めないものとする。

(総合評価の方法)

第9条 総合評価の方法は、申請者が提出した工事成績等の各評価項目を点数化した得点の合計（特別簡易型は12.5点を上限とし、簡易型は16.5点を上限とする。以下「加算点」という。）に標準点である100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を申請者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

2 前項の評価項目及びその評価基準は、特別簡易型については別表第1、簡易型については別表第2のとおりとする。

(落札者等の決定)

第10条 入札執行者は、総合評価による評価値が最も高い者の入札価格が予定価格の範囲内で調査基準価格以上の場合は、落札者とする。

2 入札執行者は、総合評価による評価値が最も高い者の入札価格が予定価格の範囲内で調査基準価格を下回る場合は、当該入札が失格基準価格を下回るかどうかを確認するものとする。

3 入札執行者は、前項の確認の結果、失格基準価格を下回る場合は、当該入札者を失格とし、順次、他の入札者のうち総合評価による評価値が最も高い者（以下「次順位者」という。）について、前2項の規定に基づき確認するものとする。

4 第2項の確認の結果、当該入札が失格基準価格以上の場合には、当該入札を行った入札者（以下「調査対象者」という。）に対し調査を行うものとする。

5 第1項及び第3項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、郡山市上下水道局建設工事等電子入札実施要領（平成27年4月1日制定）に定める電子くじにより落札者又は確認の対象者を決定するものとする。

6 入札回数は、原則として2回を限度とする。

（調査の実施）

第11条 前条第4項の調査は、総務課長及び工事担当課長（以下「調査委員」という。）が行うものとする。

2 調査委員は、調査対象者に次に掲げる書類の提出を求め、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行うものとする。

（1）その価格により入札した理由（第10号様式）

（2）諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の詳細内訳（第11号様式）

（3）契約対象工事の施工地付近における手持工事の状況（第12号様式）

（4）契約対象工事に関連する手持工事の状況（第13号様式）

（5）手持ち工事の状況の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）（第14号様式）

（6）手持資材の状況（第15号様式）

（7）資材の購入先及び入札者との関係（第16号様式）

（8）手持機械・設備の状況（第17号様式）

（9）労務者の確保や配置内容（第18号様式）

（10）過去に施工した公共工事名及び公共工事の施工成績（第19号様式）

（11）経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）（第20号様式）

（12）その他必要な事項

3 調査委員は、前項の調査を行う上で必要と認める場合には調査委員以外に意見を求めることができる。

（審査会の審査）

第12条 調査委員は前条の調査の結果を審査会に報告し、審査会は当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかを審査する。

2 前項の審査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認められるときは調査対象者を落札者とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせずに、次順位者を第10条の総合評価による評価値が最も高い者として、同条を適用する。

3 前項の規定により、調査対象者を落札者としない場合には、契約権者は、直ちにその旨を当該調査対象者に通知しなければならない。

（調査結果及び入札結果の公表）

第13条 契約権者は、契約締結後、遅延なく第11条の調査結果の概要（第21号様式）を公表するものとする。ただし、公表することにより調査対象者に著しい不利益を与える内容又は契約の履行及び他の入札の執行に支障を来たすおそれがあるものについては、この限りでない。

2 管理者は、評価結果について、公表要領に基づく公表と併せて、総合評価方式入札結果（第9号様式）により公表するものとする。

3 公表は、郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

4 公表期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

（適正な施工の確保）

第14条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、監督員は郡山市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱（平成12年3月31日制定）に基づき現場における施工体制の把握を行い、必要に応じて工事担当課長等と共に複数人で把握を行うなど、適正な施工の確保に留意するものとする。

（制限付一般競争入札実施要綱の適用）

第15条 この要綱に定めるもののほか、入札の手続については、郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱の規定による。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の郡山市上下水道局建設工事総合評価方式試行要綱に基づく公表については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第1（第9条関係）

特別簡易型総合評価基準項目

1 企業の技術力（5.5点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去一定期間に郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同種工事を元請で施工した工事实績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	0.5点	実績有り（80点以上）	0.5点
		実績有り（75点以上80点未満）	0.25点
		実績なし	0点
(2) 工事成績 前年度から起算して過去2か年度の間の郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同業種工事の平均工事成績（特定建設工事共同企業体の構成員としての成績を含む。）により評価する。	2.0点	80点以上	2.0点
		75点以上80点未満	1.0点
		75点未満	0点
(3) 優良工事表彰 前年度（入札の公告日において当該入札の公告日の属する年度の優良工事表彰がすでに行われている場合には、当該入札の公告日の属する年度）から起算して過去5か年度の間の同業種工事における郡山市優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	1.0点	2回以上の表彰有り	1.0点
		1回の表彰有り	0.5点
		表彰無し	0点
(4) 品質・環境管理能力 IS09001又はIS014001のいずれかの認証取得の有無により評価する。	0.5点	いずれかの認証取得有り	0.5点
		取得無し	0点
(5) 新技術の活用 N E T I Sへ工法・技術を登録している又は過去2か年度の間にN E T I Sに登録されている工法・技術を活用し工事を施工した実績により評価する。	1.0点	登録有り	1.0点
		施工実績有り	0.5点
		登録及び施工実績無し	0点
(6) C C U Sの活用 建設キャリアアップシステム（C C U S）の導入の有無により評価する。	0.5点	導入有り	0.5点
		導入無し	0点

(7) 指名停止措置 過去2か年度間及び今年度（公告日までの期間）の「郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置（廃止前の「郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を含む。）の有無により評価する。	-1.0点	指名停止措置有り	-1.0点
		指名停止措置無し	0点

2 配置予定技術者の技術力（2.0点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去一定期間に国、福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発注の一定請負金額以上の同種工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事实績により評価する。	0.5	実績有り（80点以上）	0.5点
		実績有り（75点以上80点未満）	0.25点
		実績無し	0点
(2) 工事成績 前年度から起算して過去2か年度の間に国、福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発注の一定請負金額以上の同業種工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事成績により評価する。	1.0点	80点以上	1.0点
		75点以上80点未満	0.5点
		75点未満	0点
(3) 保有資格 参加申請時の配置予定技術者の資格の保有状況（建設業法により同業種工事の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。）により評価する。	0.5点	1級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有10年以上）	0.5点
		1級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有5年以上10年未満）	0.25点
		上記以外	0点

3 企業の地域社会に対する貢献度（5.0点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) ボランティア活動 前年度の郡山市内での防災活動、道路河川愛護活動その他のボランティア活動の実績の有無により評価する。	最大 1.0点	活動実績有り	活動回数 ×0.2点
		活動実績無し	0点

(2) 水道水源保全活動 前年度の郡山市内での猪苗代湖岸清掃活動、水源地整備活動、かん養林保全活動の有無により評価する。	0.5点	活動実績有り	0.5点
		活動実績無し	0点
(3) 災害協定 郡山市上下水道局との災害時の応急対策業務に関する協定締結の有無により評価する。	0.5点	締結有り	0.5点
		締結無し	0点
(4) 地元業者の活用 過去一定期間の郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同業種工事又は同種工事において、市内業者（元請及び下請含む。）が施工した金額の割合により評価する。	1.5点	別に定める割合	1.5点
		別に定める割合	1.0点
		別に定める割合	0点
(5) 新卒者・離職者の雇用実績 参加申請から起算して過去1年間の新卒者又は離職者（雇用時65歳以上に限る。）の雇用（正規雇用に限る。）の有無により評価する。	0.5点	雇用有り	0.5点
		雇用無し	0点
(6) 女性技術者の配置 参加申請から起算して過去1年間に国、福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発注の案件において女性技術者（正規社員）を配置した実績の有無により評価する。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
(7) 市内本店又は営業所の有無 郡山市内に本店又は営業所の有無により評価する。	0.5点	市内本店又は営業所有り	0.5点
		市内本店又は営業所無し	0点

備考

- 1 過去一定期間、一定請負金額、「(4)地元業者の活用」の対象工事及び別に定める割合については、審査会の審議を経て管理者が設定するものとする。
- 2 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。この場合において、配置予定技術者の算定資料等は全ての配置予定技術者について提出することとし、評価点については「2 配置予定技術者の技術力」に係る評価点の合計が低い配置予定技術者の点数を用いるものとする。

別表第2（第7条関係）

簡易型総合評価基準項目

1 企業の技術力（5.5点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去一定期間に郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同種工事を元請で施工した工事实績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	0.5点	実績有り（80点以上）	0.5点
		実績有り（75点以上80点未満）	0.25点
		実績無し	0点
(2) 工事成績 前年度から起算して過去2か年度の間の郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同業種工事の平均工事成績（特定建設工事共同企業体の構成員としての成績を含む。）により評価する。	2.0点	80点以上	2.0点
		75点以上80点未満	1.0点
		75点未満	0点
(3) 優良工事表彰 前年度（入札の公告日において当該入札の公告日の属する年度の優良工事表彰がすでに行われている場合には、当該入札の公告日の属する年度）から起算して過去5か年度の間の同業種工事における郡山市優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	1.0点	2回以上の表彰有り	1.0点
		1回の表彰有り	0.5点
		表彰無し	0点
(4) 品質・環境管理能力 IS09001又はIS014001のいずれかの認証取得の有無により評価する。	0.5点	いずれかの認証取得有り	0.5点
		取得無し	0点
(5) 新技術の活用 N E T I Sへ工法・技術を登録している又は過去2か年度の間にN E T I Sに登録されている工法・技術を活用し工事を施工した実績により評価する。	1.0点	登録有り	1.0点
		施工実績有り	0.5点
		登録及び施工実績無し	0点
(6) C C U Sの活用 建設キャリアアップシステム（C C U S）の導入の有無により評価する。	0.5点	導入有り	0.5点
		導入無し	0点

(7) 指名停止措置 過去2か年度間及び今年度（公告日までの期間）の「郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置（廃止前の「郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を含む。）の有無により評価する。	-1.0点	指名停止措置有り	-1.0点
		指名停止措置無し	0点

2 配置予定技術者の技術力（2.0点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去一定期間に国、福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発注の一定請負金額以上の同種工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事实績により評価する。	0.5点	実績有り（80点以上）	0.5点
		実績有り（75点以上80点未満）	0.25点
		実績無し	0点
(2) 工事成績 前年度から起算して過去2か年度の間、国、福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発注の一定請負金額以上の同業種工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事成績により評価する。	1.0点	80点以上	1.0点
		75点以上80点未満	0.5点
		75点未満	0点
(3) 保有資格 参加申請時の配置予定技術者の資格の保有状況（建設業法により同業種工事の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。）により評価する。	0.5点	1級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有10年以上）	0.5点
		1級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有5年以上10年未満）	0.25点
		上記以外	0点

3 企業の地域社会に対する貢献度（7.0点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) ボランティア活動 前年度の郡山市内での防災活動、道路河川愛護活動その他のボランティア活動の実績の有無により評価する。	最大 1.0点	活動実績有り	活動回数 ×0.2点
		活動実績無し	0点
(2) 水道水源保全活動 前年度の郡山市内での猪苗代湖岸清掃活動、水源地整備活動	0.5点	活動実績有り	0.5点
		活動実績無し	0点

動、かん養林保全活動の有無により評価する。			
(3) 災害協定 郡山市上下水道局との災害時の応急対策業務に関する協定締結の有無により評価する。	0.5点	締結有り	0.5点
		締結無し	0点
(4) 地元業者の活用 過去一定期間の郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同業種工事又は同種工事において、市内業者（元請及び下請含む。）が施工した金額の割合により評価する。	1.5点	別に定める割合	1.5点
		別に定める割合	1.0点
		別に定める割合	0点
(5) 新卒者及び離職者の雇用実績 参加申請から起算して過去1年間の新卒者又は離職者（雇用時65歳以上に限る。）の雇用（正規雇用に限る。）の有無により評価する。	0.5点	2名以上雇用	0.5点
		1名雇用	0.25点
		雇用無し	0点
(6) 女性技術者の配置 参加申請から起算して過去1年間に国、福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発注の案件において女性技術者（正規社員）を配置した実績の有無により評価する。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
(7) 市内本店又は営業所の有無 郡山市内に本店又は営業所の有無により評価する。	0.5点	市内本店又は営業所有り	0.5点
		市内本店又は営業所無し	0点
(8) 障害者の雇用の実績 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく義務のある企業にあっては同法の障害者雇用率以上の雇用、同法に基づく義務のない企業にあっては障害者雇用の有無により評価する。	0.5点	雇用有り	0.5点
		雇用無し	0点
(9) 次世代育成支援 福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証取得の有無により評価する。	0.5点	取得有り	0.5点
		取得無し	0点
(10) 働く女性応援 福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証取得の有無により評価する。	0.5点	取得有り	0.5点
		取得無し	0点
(11) 消防団への継続加入状況 郡山市消防団に過去1年以上加入している者の雇用状況により評価する。	0.5点	2名以上雇用	0.5点
		1名雇用	0.25点
		雇用無し	0点

4 簡易な施工計画に関する評価（2.0点）

※(1)及び(2)又は(1)及び(3)のいずれかを工事ごとに指定

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 工程管理に係わる的確性	1.0点	工程管理が的確であり、かつ、工夫が見られる。	1.0点
		工程管理が的確である。	0点
(2) 品質管理に係わる確認、管理方法の的確性	1.0点	品質管理に係わる確認、管理方法が的確であり、かつ、工夫が見られる。	1.0点
		品質管理に係わる確認、管理方法が的確である。	0点
(3) 施工上配慮すべき事項の的確性	1.0点	施工上配慮すべき事項が的確であり、かつ、工夫が見られる。	1.0点
		施工上配慮すべき事項が的確である。	0点

備考

- 1 過去一定期間、一定請負金額、「(4)地元業者の活用」の対象工事、別に定める割合及び「4 簡易な施工計画に関する評価」の項目の指定については、審査会の審議を経て管理者が設定するものとする。
- 2 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。この場合において、配置予定技術者の算定資料等は全ての配置予定技術者について提出することとし、評価点については「2 配置予定技術者の技術力」に係る評価点の合計が低い配置予定技術者の点数を用いるものとする。

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

技術評価点申請書

下記の工事等について、技術評価点の算定を申請しますので、下記の資料を提出します。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 工事等名
- 3 施行場所
- 4 技術評価点資料
 - (1) 同種工事の施工実績評価資料
 - (2) 企業工事成績評価資料
 - (3) 優良工事表彰受賞・ISO取得等評価資料
 - (4) 技術者の同種工事の施工実績評価資料
 - (5) 技術者の同業種工事の工事成績・保有資格評価資料
 - (6) 地域貢献状況評価資料
 - (7) 簡易な施工計画書（総合評価方式の型式が簡易型の場合のみ）
 - (8) その他必要と認める評価資料

同種工事の施工実績評価資料

工事等名： _____ 商号又は名称： _____

工 事 概 要 等	発 注 機 関 名	
	工 事 等 名	
	施 行 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単 体 ・ J V （出資割合 %）
	工 事 成 績	
	CORINS 登録番号	
		構造形式・規模・寸法等
	同種工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述	

- ※ 1 「契約金額」欄は、変更があった場合には、変更後の金額を記入すること。また、共同企業体での受注の場合は、出資割合による按分後の金額を記入すること。
- ※ 2 工事实績を証明するものとして、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し又は工事概要等が確認できる契約書、図面等の写しを添付すること。
- ※ 3 当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- ※ 4 工事实績がない場合は、工事等名、商号又は名称を記載し、表の中に「該当なし」と記入の上、提出すること。

第3号様式（第8条関係）

企業工事成績評価資料

工事等名：

商号又は名称：

番号	工事等名	施工場所	工 期	請負金額 (税込み)	工事成績	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
				平 均		

- ※1 入札日の属する年度の前年度の3月31日までの2年間に竣工した当該工事に該当する工種別（土木一式、舗装、建築一式等）で請負金額〇〇〇〇万円以上のすべての郡山市上下水道局又は郡山市発注の工事について記載すること。対象工事件数が多い場合は、適宜、行数又は枚数を増やすこと。
- ※2 工事成績平均については、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで表記すること。
- ※3 契約書の写し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- ※4 当該評価項目について実績を有しない場合は、工事等名、商号又は名称を記載し、表の中に「該当なし」と記入の上、提出すること。

優良工事表彰受賞・ISO等取得評価資料

工事等名：_____

商号又は名称：_____

郡山市優良建設工事表彰について			
表彰受賞の年度・対象工事名 (最大2件まで記入)	1	年 度	
		工事名	
	2	年 度	
		工事名	

※ 当該工事の同業種工事での表彰のみ該当する。

ISOの認証について	
ISO9001の認証取得	有・無
	年 月 日登録 ・ 年 月 日有効
ISO14001の認証取得	有・無
	年 月 日登録 ・ 年 月 日有効

※ ISO認証取得を証明する書類の写し（参加申請時に登録があり、かつ、入札日において有効なもの）を添付すること。

N E T I S 登録・施工実績について		
N E T I S 登録	有・無	
	工種分類	
	技術名称	
	登録番号	
N E T I S 活用実績	有・無	
	工種分類	
	技術名称	
	登録番号	

※1 N E T I S 登録については、登録を証明する書類の写し（参加申請時に登録があり、かつ、入札日において有効なもの）を添付すること。

※2 N E T I S 活用実績については、入札日の属する年度の前年度の3月31日までの2年間に竣工した当該工事の施工概要が分かる竣工後カルテ（コリンズ）を添付すること。

C C U S の導入状況について	
C C U S の導入	有・無

※ 登録完了の際に送付される受付書の写しを添付すること。

指名停止措置の有無について	
指名停止措置	有・無

※ 入札日の属する年度の前年度の3月31日までの2年間及び今年度の公告日までの間に受けた指名停止措置の有無を記載すること。

技術者の同種工事の施工実績評価資料

工事等名：_____

商号又は名称：_____

配置予定者の氏名		
工事概要等	発注機関名	
	工事等名	
	施行場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	主任（監理）技術者
	発注形態等	単体 ・ J V （出資割合 %）
	工事成績	
	CORINS登録番号	
	同種工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述	構造形式・規模・寸法等

- ※1 「契約金額」欄は、変更があった場合には、変更後の金額を記入すること。また、共同企業体での受注の場合は、出資割合による按分後の金額を記入すること。
- ※2 工事实績を証明するものとして、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し又は工事概要等が確認できる契約書、図面等の写しを添付すること。
- ※3 当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- ※4 工事实績がない場合は、工事等名、商号又は名称を記載し、表の中に「該当なし」と記入の上、提出すること。

技術者の同業種工事の工事成績・保有資格年数評価資料

工事等名：_____

商号又は名称：_____

配 置 予 定 者 の 氏 名	
法令による資格・免許	
資 格 保 有 年 数	年

工 事 概 要 等	発 注 機 関 名	
	工 事 等 名 (業 種)	()
	施 行 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現 場 代 理 人 ・ 主 任 (監 理) 技 術 者
	発 注 形 態 等	単 体 ・ J V (出 資 割 合 %)
	工 事 成 績	
	CORINS 登録番号	
	同業種工事の条件 を満たす工事である ことが確認できる 内容を記述	構造形式・規模・寸法等

- ※ 1 「契約金額」欄は、変更があった場合には、変更後の金額を記入すること。また、共同企業体での受注の場合は、出資割合による按分後の金額を記入すること。
- ※ 2 郡山市上下水道局発注案件の場合は契約書の写し、郡山市、国又は福島県発注案件の場合は工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写しを添付すること。
- ※ 3 当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- ※ 4 工事实績がない場合は、工事等名、商号又は名称を記載し、表の中に「該当なし」と記入の上、提出すること。
- ※ 5 技術者の保有する資格の写し（保有期間が確認できるもの）を添付すること。

地域貢献状況評価資料（特別簡易型・簡易型）

工事等名：_____

商号又は名称：_____

郡山市におけるボランティア活動実績について (防災活動・道路河川愛護活動・献血等)	
ボランティア活動実績の有無	有・無 【 年度】 計 回
実績内容 (活動名称及び内容)	

- ※1 内容を証明する新聞記事の写し、写真等を添付すること。（活動場所、活動日時が分かるものを提出すること。）
- ※2 ボランティア団体や町内会等に参加し行った場合は、その団体等の代表者が発行する参加証明書等（任意様式）を添付すること。
- ※3 町内会清掃等の社員個人の参加のものは記入しないこと。

郡山市における水道水源保全活動について	
水道水源保全活動実績の有無	有・無
実績内容 (活動名称及び内容)	

- ※1 内容を証明する新聞記事の写し、写真等を添付すること。（活動場所、活動日時が分かるものを提出すること。）
- ※2 町内会清掃等の社員個人の参加のものは記入しないこと。

郡山市における災害協定について	
郡山市上下水道局との災害協定の有無	有・無
加盟団体名	
協定年月日	年 月 日

- ※ 災害協定書の写し及び現年度内に発行された加盟団体所属証明書の写しを添付すること。

地元業者の活用について		
工事名	請負額	円 ①
	市内業者自社施工	円 ②
	下請（市内業者）	円 ③
	下請（市外業者）	円
	地元活用率 ②＋③／① ＝	%
工事名	請負額	円 ①
	市内業者自社施工	円 ②
	下請（市内業者）	円 ③
	下請（市外業者）	円
	地元活用率 ②＋③／① ＝	%
工事名	請負額	円 ①
	市内業者自社施工	円 ②
	下請（市内業者）	円 ③
	下請（市外業者）	円
	地元活用率 ②＋③／① ＝	%
工事名	請負額	円 ①
	市内業者自社施工	円 ②
	下請（市内業者）	円 ③
	下請（市外業者）	円
	地元活用率 ②＋③／① ＝	%
過去一定期間の郡山市上下水道局発注 の一定請負金額以上の同種工事における 市内業者（元請及び下請含む）活用 割合		有 %（平均） ・ 無

- ※ 1 活用割合は、小数点以下第 2 位を切り捨て、小数点以下第 1 位まで表記すること。
- ※ 2 該当する工事に係る下請負報告書の写しに市内業者活用割合を記載し添付すること。
- ※ 3 該当する工事が複数ある場合は各工事の市内業者活用割合を単純平均すること。
- ※ 4 下請会社の所在地ではなく、下請会社の本社所在地で判断。
- ※ 5 該当する工事を全て自社施工した場合は、100.0%と記載すること。（添付資料不要）

新卒者・離職者の雇用実績について	
新卒者又は離職者の雇用実績の有無	有（ 名雇用）・無

有（ 名雇用）・無

- | 女性技術者の配置について | |
|--------------------------------|------------------|
| 過去 1 年間に女性技術者を正規社員として配置した実績の有無 | 有（ 名配置） ・ 無 |

過去1年間に女性技術者を正規社員として配置した実績の有無

有 (名配置) ・ 無

- | 市内本店又は営業所の有無について | |
|------------------|-------|
| 郡山市内に本店又は営業所の有無 | 有 ・ 無 |

郡山市内に本店又は営業所の有無

有 • 無

- ※1 自社が市内本店の場合は有に該当となるため注意すること。
 ※2 市内本店の事業者は添付不要、市外本店の業者は、内容を証明する書類の写しを添付すること。

地域貢献状況評価資料（簡易型）

障がい者の雇用について	
障がい者雇用の有無	有・無

- ※1 総合評価方式の型式が簡易型の場合のみ記載すること。
- ※2 法定事業主の場合は、障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。
- ※3 法定外事業主の場合は、障害者手帳の写し、恒常的な雇用関係を確認できる書類等、障がい者雇用の状況が分かるものの写しを添付すること。（障害者手帳等の書類の提出については、使用目的を本人に伝え、その承諾を得て提出すること。）
- ※4 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額決定通知書の写しを提出する場合、他の従業員に関する事項は黒塗り等で隠すこと。

福島県次世代育成支援企業認証制度による認証について	
「仕事と生活の調和」認証取得	有・無
	年 月 日 認証取得
「働く女性応援」認証取得	有・無
	年 月 日 認証取得

- ※1 総合評価方式の型式が簡易型の場合のみ記載すること。
- ※2 福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」又は「働く女性応援」の認証取得を証明する書類の写し（参加申請時に認証取得済のもの）を添付すること。

消防団への継続加入状況について	
郡山市消防団に過去1年間以上継続加入している者の雇用の有無	有（ 名雇用）・無

- ※1 総合評価方式の型式が簡易型の場合のみ記載すること。
- ※2 恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額決定通知書の写しを提出する場合、他の従業員に関する事項は黒塗り等で隠すこと。
- ※3 当該社員の消防団への加入状況については、契約検査課より市担当課へ照会し、確認するため証明書は不要。

。

第8号様式 (第8条関係)

簡易な施工計画書（工程表）

[illegible]

- ※1 総合評価方式の型式が簡易型の場合のみ提出すること。
- ※2 本様式を用い簡潔に記載すること。
- ※3 着手日は入札日の14日後と仮定して記載すること。（例：火曜日入札の場合、翌々週の水曜日を着手日とする。）
- ※4 各工事の工事期間を棒グラフで表示すること。

簡易な施工計画書（施工計画内容）

工事等名：_____

商号又は名称：_____

項 目	具体的な内容
※(1) 及び(2) 又は (1) 及び(3) のい れかを工事ごと に指定 (1) 工程管理に係 わる的確性 (2) 品質管理に係 わる確認、管理 方法の的確性 (3) 施工上配慮す べき事項の的確 性	

※1 総合評価方式の型式が簡易型の場合のみ提出すること。

※2 A4サイズ1枚で簡潔に記述すること。

※3 具体的な内容を記述する文字は、10.5ポイント以上の大きさとし、書体は任意とするが、おおむね1,500文字以内とすること。

第10号様式（第11条関係）

理 由 書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記工事の入札に関し、当該価格で入札した理由は下記のとおりです。

記

1	契約番号	
2	工 事 名	
3	施行場所	
4	入札価格	
5	当 該 価 格 で 入 札 し た 理 由	

※当該価格にて適正な施工ができることの根拠を記載すること。

第 11 号様式 (第 11 条関係)

工 事 費 内 訳 書

[illegible]

※積算の根拠となる見積りなどがあれば添付すること。

※諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳も記載すること。

※「別紙のとおり」とし、単抜き設計書に金額を記載したものの提出も可とする。

第 12 号様式（第 11 条関係）

対象工事の施工地付近における手持工事の状況

発注者	元請・下請 の区別	工 事 名	施工場所	請 負 金 額 (千円)	工 期		備 考
					着 工	完 成	

※郡山市上下水道局、郡山市、福島県等の発注のもののうち対象工事の同種又は同類の工事を記載すること。

※対象工事現場付近（半径 10km 程度）における手持ち工事を記載し、工事名、施工場所を記載した図面（縮尺は任意）を添付すること。

※備考欄には、工事ごとに配置技術者等を記載すること。

第 13 号様式（第 11 条関係）

対象工事に関連する手持ち工事の状況

発注者	元請・下請 の区別	工 事 名	施工場所	請負金額 (千円)	工 期		備 考
					着 工	完 成	

※郡山市上下水道局、郡山市、福島県等の発注のもののうち対象工事の同種又は同類の工事を記載すること。

※備考欄には、工事ごとに配置技術者等を記載すること。

第 14 号様式（第 11 条関係）

手持ち工事の状況の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

事 業 所 名	所 在 地	電 話 番 号	対象工事箇所までの距離	対象工事箇所までの時間

※第 13 号様式に記載の手持ち工事について記載すること。

第 15 号様式 (第 11 条関係)

対象工事に係る手持ち資材の状況

[illegible]

※今回の対象工事に係る資材の状況を記載すること。

第 16 号様式（第 11 条関係）

対象工事の資材の購入先及び購入先と入札者との関係

工種 種別	品 名 規 格	単位	数量	購 入 先 名			備 考
				業者名	所在地	入札者との関係	

※今回の対象工事に係る資材の購入先等を記載すること。

※入札者との関係の欄には、購入先予定業者との関係を記入する。（例：協力会社、同族会社、資本提携会社等）

※なお協力会社等の場合には、関係を証明する規約、登録書等を添付すること

第 17 号様式（第 11 条関係）

対象工事に係る手持ち機械・設備の状況

機械の名称	規格・形式・ 能力・年式	単位	数量	メーカー名	現在の利用状況

※ 主に当該工事に使用する手持ち機械の状況を記入すること。

第 18 号様式 (第 11 条関係)

労務者の確保や配置内容

[illegible]

※ 員数には、自社労務者と下請労務者との合計を記入し、自社労務者がある場合には（ ）内に内書きすること。

下請会社との関係には、下請の会社名のほか、協力会社、同族会社、資本提携等具体的にその関係を記入すること。

第 19 号様式（第 11 条関係）

過去に施工した公共工事名・施工成績
（平成 年度以降の完成工事、元請公共工事）

発注者	工 事 名	請 負 金 額 (千円)	工 期	施工成績	備 考

※ 郡山市上下水道局の発注工事はすべて記入すること。**（過去 3 年度分）**
過去 3 年間に施工した工事で、低入札調査制度により調査の対象となったものがある場合には、当該案件の備考欄に◎印をつけること。

第 20 号様式（第 11 条関係）

経営状況及び信用状況

項目	
過去 3 年間ににおける不渡りの有無	該当するものにレ又は■とすること。 ☐ 無 ☐ 有 有の場合は、時期、内容等について記入すること。
過去 3 年間ににおける建設業法違反の有無	該当するものにレ又は■とすること。 ☐ 無 ☐ 有 有の場合は、時期、内容、処分状況について記入すること。
過去 3 年間ににおける賃金不払いの有無	該当するものにレ又は■とすること。 ☐ 無 ☐ 有 有の場合は、時期、内容について記入すること。
過去 3 年間ににおける下請負代金の支払遅延事実の有無	該当するものにレ又は■とすること。 ☐ 無 ☐ 有 有の場合は、時期、内容、処分状況について記入すること。
特記事項	

※ 添付書類

- 1 直前 3 年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書（財務諸表）
- 2 直前 3 年の各営業年度における工事施工金額の分かる資料
- 3 郡山市内に主たる営業所を有する者及び郡山市外に主たる営業所を有する者で郡山市内に支店・営業所を有する者は、法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書
- 4 郡山市外に主たる営業所を有する者で郡山市内に支店・営業所を有さない者は、消費税及び地方消費税納税証明書

第 21 号様式（第 13 条関係）

調査結果報告書

契約番号		
工事名		
調査対象業者名		
総合評価方式による落札者決定について	担当課	適 ・ 不適
	総務課	適 ・ 不適
不適の場合の意見について		
調査結果による意見について	担当課	
	総務課	